

判決年月日	平成24年12月19日	担当部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成24年（行ケ）第10267号		
○「シャンパンタワー」なる商標を指定役務「飲食物の提供」等に使用することは、国際信義に反するものとして、上記商標が商標法4条1項7号に該当するとされた事例			

（関連条文）商標法4条1項7号

原告は、「シャンパンタワー」の文字を横書きしてなり、第43類「飲食物の提供」等を指定役務として設定登録された本件商標の商標権者である。被告は、フランスのシャンパーニュ地方における酒類製造業者の利益の保護を目的の一つとして法律により設立されたフランス法人であり、対外的には「CHAMPAGNE」の名称の排他的性質を司法的に保護する等の活動をしており、本件商標登録の無効審判を請求した。特許庁は、本件商標が商標法4条1項7号に該当するとして、無効審決をした。

本件は、原告が、本件審決には同号の判断誤りの違法があると主張して、その取消しを求める事案である。

本判決は、以下のとおり判示して、請求を棄却した。

本件商標は、「シャンパンタワー」なる商標であるところ、そのうち「シャンパン」の語が、「フランスのシャンパーニュ地方で作られる発泡性ぶどう酒」を意味するものとして、周知著名であり、当該表示には多大な顧客吸引力が備わっていることに照らすと、本件商標からは、「シャンパンタワー」のみならず「シャンパン」という称呼及び觀念も生ずることができる。

そして、フランスの法律に基づいて設立された被告は、I N A Oとともに、「シャンパン」表示が有する上記のような周知著名性や信頼性を損なわないよう、シャンパーニュ地方のぶどう生産者やぶどう酒製造業者を厳格に管理・統制し、厳格な品質管理・品質統制を行ってきた。このような、被告を始めとするシャンパーニュ地方のぶどう生産者やぶどう酒製造業者らの努力により、「シャンパン」表示の周知著名性が蓄積・維持され、それに伴って高い名声、信用、評判が形成されているものであり、「シャンパン」という表示は、シャンパーニュ地方のみならず、フランス及びフランス国民の文化的所産というべきものになっている。

そして、「シャンパン」という表示は、我が国においても、ぶどう酒という商品分野に限

られることなく一般消費者に対しても高い顧客吸引力が化体するに至っていることが認められる。

以上のような、本件商標の文字の構成、指定役務の内容並びに本件商標のうちの「シャンパン」の表示がフランスにおいて有する意義や重要性及び我が国における周知著名性等を総合考慮すると、本件商標を飲食物の提供等、発泡性ぶどう酒という飲食物に関連する本件指定役務に使用することは、フランスのシャンパーニュ地方における酒類製造業者の利益を代表する被告のみならず、法律により「CHAMPAGNE」の名声、信用、評判を保護してきたフランス国民の国民感情を害し、我が国とフランスの友好関係にも影響を及ぼしかねないものであり、国際信義に反するものといわざるを得ない。

よって、本件商標は、商標法4条1項7号に該当するというべきである。